

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
「天馬の家」サービス利用契約書

事業所名： 天馬の家

事業者： 社会福祉法人播磨西部福祉会

以下のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は、署名または記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する小規模多機能型居宅介護短期利用サービスの利用を申し込みます。			
	住所	〒□□□ - □□□□		
	氏名			
	電話番号	() -	F A X	() -

身元引受人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。			
	本人との関係		署名を代行した理由	
	住所	〒□□□ - □□□□		
	氏名			
	電話番号	() -	F A X	() -

事業者	当事業者は、居宅サービス事業者として甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。		
	所在地	〒671-1665 兵庫県たつの市揖保川町馬場字河原 747 番地	
	名称	社会福祉法人 播磨西部福祉会	
	代表者	理事長 半田 佳彦 ㊟	
	電話番号	(0791) 72 -2000	F A X

第1条 (小規模多機能型居宅介護利用サービスの目的と運営方針)

要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。

要介護者・要支援者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。

第2条 (甲の要介護状態区分等)

- 1 利用者の契約日時点における要介護・要支援状態区分は_____です。
- 2 その要介護認定の有効期間は令和__年__月__日から令和__年__月__日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです。

(意見の記載がない時は斜線を引く)

- 4 利用者は、小規模多機能型居宅介護サービスを受ける都度、事業者には被保険者証を提示し、事業者は、当該被保険者証により、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
- 5 利用者と事業者とは、この契約が更新される毎に更新時点での利用者の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。

第3条 (指定を受けているサービス及び事業所)

- 1 事業者の事業所「天馬の家」は、相生市長から、介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。
- 2 利用者は、事業所「天馬の家」から小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けます。
- 3 事業者の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間)

- 1 この契約の有効期間は、令和____年____月____日～令和____年____月____日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 上記契約期間満了日の10日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条 (小規模多機能型居宅介護短期利用サービスの基本内容)

- 1 事業者は、小規模多機能居宅介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問サービス、③宿泊サービス、④その他電話連絡による見守り等を行う登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービスを提供します。
- 2 事業者が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第6条 (小規模多機能型居宅介護短期利用サービスの具体的取扱方針)

- 1 事業者は、事業者の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。

- 4 事業者は、提供する小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 事業者は、懇切丁寧に小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者及び身元引受人（この契約上身元引受人がないときは利用者の家族）に対し、小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 8 事業者は、利用者が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等、利用者の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

第7条 （居宅サービス事業者等との連携）

- 1 事業者は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条 （居宅サービス計画の作成・変更等）

- 1 事業者の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画（プラン）を作成します。
- 2 事業者の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の作成変更に際しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3 事業者は、利用者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第9条

- 1 事業者の介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業者の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 事業者は、利用者に対し、いつでも小規模多機能型居宅介護計画を変更するように申し出ることができます。

事業者の介護支援専門員は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。

- 5 事業者の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成し、又は、変更した際には、利用者及び身元引受人（この契約上身元引受人がない時は利用者の家族）に対し、その内容を説明します。

提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第10条 （小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録）

- 1 事業者は、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも1項に規定する書面その他事業者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

ただし、謄写に際して、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

- 4 事業者は、利用者に対して、提供したサービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第11条 （利用料等）

- 1 事業者が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、負担割合証の負担割合に応じて、利用料を支払います。

ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払いの方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

- 3 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 事業者の通常の事業実施地域以外の地域の利用者の居宅において訪問サービスを提供する場合、事業者の通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行なう場合、利用者は事業者に対し、交通費の実費を支払います。
- 5 事業者は、利用者に対し、毎月翌日10日までに、当月のサービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
請求書には、①利用者が利用した小規模多機能型居宅介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無、②小規模多機能型居宅介護サービス提供1回当たりの交通費実費金額及び回数を明示します。
- 6 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を、毎月翌月末日までに銀行口座振込又は現金払いの方法で支払います。
- 7 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、当事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第12条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

- 1 事業者は、利用者に対して提供した小規模多機能型居宅介護サービスについて、利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合、利用者から求められたときは、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条 (利用料の滞納)

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して1週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 事業者が、利用者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第14条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者の要介護状態区分が、自立と認定されたとき。

- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 第13条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第15条に基づき、利用者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 第16条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (6) 利用者が、介護保険施設等へ入所したとき。
- (7) 利用者が、入院等で相当期間、当の提供するサービスが受けられない場合は、一旦契約を終了する。

第15条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第16条 (乙の解約権)

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの小規模多機能型居宅介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、7日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第17条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができません。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

第18条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合、事業者は、緊急連絡先に直ちに連絡します。

第19条 (身分証携行義務)

事業者の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時、利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第20条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 事業者及び事業者の従業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ることなく、利用者又は利用者の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

(1) 利用者について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法第7条、第21条第1項ないし第3項及び第6項により守秘義務が免除される時。

(2) 利用者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、利用者の同意を得ることが困難である時。

(3) 個人情報保護法第23条第1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

第21条 (苦情処理)

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、介護保険法に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 事業者は、利用者から提供した小規模多機能型居宅介護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第22条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、神戸地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを利用者及び当事業者は予め合意します。

第23条 (契約外事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、身元引受人及び当事業者の協議により定めます。